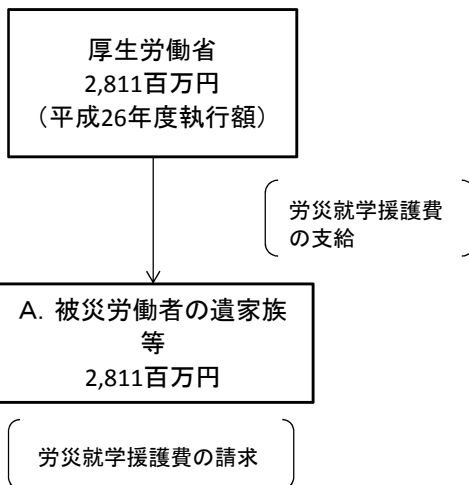


平成27年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	労災就学援護経費			担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始年度	昭和45年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	労災管理課		木塚 欽也		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定			政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号			関係する計画、通知等	労災就学援護費の支給について(昭和45年10月27日基発第774号)、労災就学等援護費支給要綱(昭和45年10月27日基発第774号)				
主要政策・施策				主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受け、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者又はその家族で学費等の支弁が困難であると認められる者に、以下の労災就学援護費を支給するもの。 ①小学生……在学者1人につき月額13,000円 ②中学生……在学者1人につき月額16,000円(通信制課程に在学する者にあつては13,000円) ③高校生等……在学者1人につき月額16,000円(通信制課程に在学する者にあつては13,000円) ④大学生等……在学者1人につき月額39,000円(通信制課程に在学する者にあつては30,000円) (※いずれも平成27年度の月額)								
実施方法	直接実施								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
		当初予算	2,897	2,945	2,910	2,946			
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計	2,897	2,945	2,910	2,946	0			
執行額	2,859	2,811	2,811						
執行率(%)	99%	95%	97%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度	27年度
	申請から支給決定までに要する期間を1カ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	申請から支給決定まで1ヶ月以内に処理をしたものの割合	成果実績	%	83.8	84.7	85.5		
			目標値	%	80	80	80	80	
			達成度	%	104.8%	105.9%	106.8%		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。	活動実績	人	11,026	10,954	10,675			
		当初見込み	人	-	11,160	11,130	10,675		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	被災労働者の遺族等からの請求に基づき支給する援護経費であり、単位当たりコストの算出にはなじまない。	単位当たりコスト	-	-	-	-	-		
		計算式	-	-	-	-	-		
平成27・28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	労災就学援護費	2,942							
	事務費	4							
	計	2,946	0						

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	被災労働者及びその遺家族等の中には、進学をあきらめ、学業を途中で放棄せざるを得ないものが少なくない。本事業は、被災労働者及びその遺家族等が労働災害により学業を放棄することがないように学業にかかる費用を援護するものであり、国民や社会のニーズを的確に反映しているといえる。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、被災労働者及びその遺家族等の援護のための事業であることから労災保険を所管する国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	被災労働者及びその遺家族等の中には、進学をあきらめ、学業を途中で放棄せざるを得ないものが少なくないことから、これらの者を援護するものであり、広くニーズがあり優先度が高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、被災労働者及びその遺家族等の援護のための事業であることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、支給対象者から申請があった際に、審査し、支給する事業であることから、労災就学等援護費は最低限必要な費目・使途である。また、事務費として、調査経費、申請書等の事務経費があるが、当然に必要な経費である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内と目標設定することにより、効率的な業務運営を図っている。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	平成24年度以降、達成率は100%以上を維持しており、成果目標に見合った成果実績となっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために、実行性の高い手段となっていると考えられる。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初見込んでいた支給件数に対して、概ね見込み通りの実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	国家公務員災害補償制度及び地方公務員災害補償制度について類似の事業があるが、それぞれ対象者が異なり、適切な役割分担となっている。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	人事院		就学援護金(国家公務員災害補償制度)		
	総務省		就学援護金(地方公務員災害補償制度)		
点検・改善結果	点検結果	労災就学援護経費については、平成24年度以降継続して成果目標を達成しているところであり、そのほかの各点検項目についても上記点検表のとおり適正に実施されている。			
	改善の方向性	<p>労災就学援護費については、各点検項目の評価のとおり適正に実施されているところであり、被災労働者の遺家族等が被災労働者の死亡や災害が原因となって学業を途中で放棄したり、あるいは進学を断念したりすることのないよう経済的な側面から就学の援護を図るために支給しているものである。</p> <p>また、支給額については、支給対象ごとに一般的に要する教育費等を考慮した見直しを行ってきており、国家公務員災害補償制度等との均衡等を考慮していることから、本事業の支給額のみを変更することは、官民格差を生じさせるため、適当ではない。</p> <p>以上のことから、当該経費については今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。</p>			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	660-13	平成23年度	987	平成24年度	832
平成25年度	427	平成26年度	437		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

